

条例の点検・見直しシート

| 条例の題名 | | 作 成 年 月 日 | 平成24年6月29日 | |
|-----------|--|--|--|-----------------------------|
| 条 例 番 号 | | 公 布 日 | 昭和42年12月26日 | |
| 所管部局課 | | 直 近 改 正 日 | 平成23年12月27日 | |
| 条 例 の 概 要 | | 電 話 番 号 | 059-224-2115 | |
| 条 例 の 概 要 | | 議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定めたものである。 | | 条例の 類型 委任型 |
| 視点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 | |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 地方公務員災害補償法に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に關し定めたものであり、現在でも妥当性を有している。 | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 地方公務員災害補償法に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を対象にしておき、今後も公的関与は必要である。 | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。) | はい | 地方公務員災害補償法に基づき、条例で定めることが必要である。 | |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 地方公務員災害補償法 | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。) | はい | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | |
| | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 地方公務員災害補償法に基づき、議会の議員、その他の非常勤職員の公務災害を条例で定めており、一部であっても補償等に支障が生じる。 | |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| その他 | 条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点検・見直し結果 | 理 由 | 特 記 事 項 | | 見直しに 関する規 定の有無 |
| | 改正・ 廃止の 必要は ない | 地方公務員災害補償法に基づくものであり、廃止すればその目的を達成することができない。 | | 無 |
| | | | | 有効期限 に関する 規定の有 無 |
| | | | | 無 |